

第二十四編 經濟一斑

概 說

本年の我經濟界は其の何れの方面から觀るも概して一昨年以來の不景氣の繼續とみてよからう。然し之を昨年の不景氣に比すれば、其の度合に於て幾分の減退を示した。殊に物價と貿易とは本年下半期に於て稍好調に戻りつゝあると思はれた。先づ物價に就いて觀るに、本年は一月から十二月まで逐月漸落の步調を辿つた。夫れにも拘らず之を英米の夫れに比較する時には、戰爭當初に比し、英國の六割七分高、米國の五割四分高なるに、獨り我國は二倍餘の高さを示し、相對的に我國の物價は未だ甚だしき

高價を維持してゐる。斯かる状態は直ちに我國の對外貿易に影響を及ぼして、依然たる入超を繰返した。然し下半期に入つては輸出の増加と、輸入の減退との爲めに、稍常狀に戻らんとする氣配を示した。次に企業に就いて觀るに、之れ亦一昨年來の不景氣の繼續であるが、其の不景氣の度合は幾分の減退を示した。最後に金融に至つては、一昨年來からの不景氣が遂に勃發して實に波瀾の多い年を過した。今左に此等を各項目に分つて詳論するであらう。

一 物 價

先づ我國の一般物價が本年度に於て如何なる状態を呈するに至つたかを觀るに、昨十年に於ける最高點たる十月より漸次下落して本年に入り、本年に於ては十二ヶ月を通じて殆んど順調に下落の状態を呈した。殊に八月より下落は稍々著しく、十一月、十二月に至つては、大正八年以來の最低たることを示した。之には八月十八日政府が十九項目より成る物價引下策を發表し、各官廳に向つて勤儉貯蓄を獎勵した如き人爲的方策も亦預つて力があつたことと思はれる。然しながら之を大正九年三月より下落振に比すれば、極めて遅々たるものに過ぎない。左に東洋經濟新報社の調査にかゝる物價指數を掲げてみよう。

1 總平均指數月別比較表 (東洋經濟新報社調査)

年	月	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年
一	月	二〇七・七	一九九・二	三〇一・二	二八八・七	二〇〇・四	一九三・三	二四六・八	二二二・〇
二	月	二〇六・〇	一九五・七	三〇九・二	二〇〇・九	二〇二・七	一九三・八	二四一・七	二二四・四
三	月	二〇三・〇	一八七・五	三二五・八	二〇二・六	一九七・三	一九六・八	二三三・〇	二四〇・二
四	月	二〇〇・五	一九〇・九	二八八・八	二〇五・四	一九〇・一	二二一・一	二三三・一	二二九・八
五	月	一九八・六	一九三・一	二七〇・一	二〇〇・三	一八八・三	二二一・七	二三九・四	二二九・一

尙右の如き我國の物價を英米の夫れに比較するに、英國は戦争當初に比し六割七分高、米國は五割四分高なるに反し、獨り我國のみは未だ二倍の高きに居る。乃ち又我國が貿易に於て依然として入超を繰返して居る所以を知ることが出来る。左に日本銀行調査にかゝる『内外物價指數對照表』を掲げてみよう。

2 内外物價指數對照表

大正三年七月 戦争一ヶ年 同 二年 同 三年 同 四年	(日本銀行調査)			戰争 五年 講和後 一年 同 二年 十年 七月	戰争 五年 講和後 一年 同 二年 十年 七月	戰争 五年 講和後 一年 同 二年 十年 七月	戰争 五年 講和後 一年 同 二年 十年 七月
	東京	倫敦	紐約				
大正三年七月	150	100	100	二二八・三	二二八・三	二二八・三	二二八・三
戦争一ヶ年	九九・五	一一六・〇	一一八・九	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇
同 二年	一一一・七	一一六・〇	一一四・三	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇
同 三年	一一三・三	一一九・八	一一四・三	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇
同 四年	一一九・八	一二三・八	一一三・三	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇
大正十一年	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
大正十年	二二六・六	二二六・六	二二六・六	二二六・六	二二六・六	二二六・六	二二六・六
大正九年	二二六・三	二二六・三	二二六・三	二二六・三	二二六・三	二二六・三	二二六・三
大正八年	二二六・〇	二二六・〇	二二六・〇	二二六・〇	二二六・〇	二二六・〇	二二六・〇
大正七年	二二五・七	二二五・七	二二五・七	二二五・七	二二五・七	二二五・七	二二五・七
大正六年	二二五・四	二二五・四	二二五・四	二二五・四	二二五・四	二二五・四	二二五・四
大正五年	二二五・一	二二五・一	二二五・一	二二五・一	二二五・一	二二五・一	二二五・一
大正四年	二二四・八	二二四・八	二二四・八	二二四・八	二二四・八	二二四・八	二二四・八
大正三年	二二四・五	二二四・五	二二四・五	二二四・五	二二四・五	二二四・五	二二四・五
大正二年	二二四・二	二二四・二	二二四・二	二二四・二	二二四・二	二二四・二	二二四・二
大正一年	二二四・〇	二二四・〇	二二四・〇	二二四・〇	二二四・〇	二二四・〇	二二四・〇

次に本年度に於ける各種商品が如何なる状態を呈したかを観るに、穀物、其他食料品、金屬、雜品平均の四類は大體順調に下落したが、織物及び同原料は騰落常なき状態であつた。更に雜品の内譯を見るに、燃料、工業用品印刷料紙の三種が年初以來健實に下落した事に反し、建築材料は六月頃迄却つて漸騰し、九月以來急激に下落し始めた。今左に此等の物價が最近年に辿つた高低を明かにする爲め、本年十二月と恐慌前の最高物價時たる九年三月、恐慌後の最低時たる十年三月、及び中間景氣の頂上たる十年十月とを比較してみよう。

3 東京市卸賣物價指數類別指數比較表

類別	東京市卸賣物價指數類別指數比較表				總平均	雜品	雜品	雜品
	大正十一年 十二月	大正十年 十月	大正十年 三月	大正九年 三月				
穀類	二四七・七	二四七・七	二四七・七	二四七・七	二四七・七	二四七・七	二四七・七	二四七・七
其他食品	二四六・七	二四六・七	二四六・七	二四六・七	二四六・七	二四六・七	二四六・七	二四六・七
織物及同原料	二二五・六	二二五・六	二二五・六	二二五・六	二二五・六	二二五・六	二二五・六	二二五・六
金屬	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
總平均	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
雜品	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
燃料	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
建築材料	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
工業用品	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
肥料	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一
洋紙	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一	二二七・一

二 外國貿易

本年の我外國貿易は、輸出十六億三千七

百萬圓、輸入十八億八千九百萬圓にして、昨年比すると前者三億八千五百萬圓、後入超過は二億五千二百萬圓に迄減少した。

經濟一覽

鈕釦類	六、三九九	二、二六四
紙類	一六、〇八一	二、八四〇
セメント	三、九〇七	三、一七一
陶磁器	二、一九一	四、三〇
硝子及製品	一〇、三五五	三、三〇
絶縁電線	一八、七三三	四、五七七
鐵製物品	一〇、三三三	一、三三六
ゴムタイヤ	五、九九六	一、五三三
機械類	一四、四七七	一、六〇九
靴類	七、四三三	四、三三
その他	二、三六、五五一	三、九六一
輸入重要品		
米及粉類	六、二九四	三、五三〇
小麦類	五、八六五	二、七、三四
豆類	三、九四九	一、四、九六三
鳥卵類	一、七、九四四	三
砂糖	六、三、九四三	五、八七一
生花	二、三、三六	四、四〇八
棉花	四、七、八二	一〇、三五一
苧麻類	一、七、四四五	二、七八五
羊毛	五、五、三六七	三、一、八四
硫酸アンモニウム	一、三、七四三	一、七、三六
磷礦石	八、九、八三	一、五二
石油槽炭	九、八、二五〇	四、四六四
石炭	一、六、五七一	二、五八九
鑛材	一〇、二、六七	一、〇、四七
木材	八、一、六四七	三、八、二、三九
穀類	二、一、七、六四	二、八、五九
苛性曹達及曹達灰	八、九、八六	五、七、七四
染料	一、三、六、四二	一、七、六

毛織物	四、八、四六	三、二、九六
絹織物	一、一、七、五四	二、九、六五
鉛油	一、七、三、〇七四	一、八、八八
揮發油	九、五、四九	一、一、三八
石油	一、一、一、五	五、一、三四
石織物	一、八、七、五七	二、〇、八〇
綿織物	一、三、五、九三	四、八、四二
毛織物	四、九、九五四	一、八、八七〇
紙類	一、八、九、七五	六、六〇四
鐵釘類	五、七、八五	一、八、四四
懷中時計及部分品	八、八、三三	二、六、九一
機械類	一、四、一、六三	五、七、〇四
その他	三、八、九、二八一	四、八、五、四三

4 重要國別貿易額

國別	十一年(自一月至十二月)	前年同期
支那	三〇七、七五九	二六三、七七一
英領印度	八四、八九二	七六、八四二
英領印度	四三、一〇九	四九、八二六
蘭領印度	四八、八三六	二九、四三六
佛蘭西	七五、八三八	二七、八二九
獨逸	三、三、九六	二、〇、三六
伊太利	四、四、四九	一、七、九九
伊太利	六、五、四、〇四八	四三、七、六九
合衆國	一、一、三〇	八六一
秘魯	五、八、五〇	二、一、〇、三
亞爾然	三、三、三、五六	一、七、八、四五
濠洲		

三 企業

國別	十一年	前年比較(増)
支那	一、六、四、〇四	一、五、二、四六
英領印度	三、三、一、九九	一、九、四、八三七
英領印度	六、四、七、〇一	六、〇、九、九五
蘭領印度	三、一、〇、〇四	一、六、三、九五九
佛蘭西	一、七、七、二七	九、八、九四
獨逸	一〇、二、五、九	四、〇、七、四二
伊太利	二、七、〇、五	一、六、三、六
伊太利	五、五、〇、三七	五、二、八、五二七
合衆國	二、一、二、一	一、二、三、三
秘魯	四、九、六	七、〇
亞爾然	七、五、五〇	五、三、二、六
濠洲		

日本銀行調査の銀行會社計畫資本調に據れば、本年の合計は十四億九千六百六十九萬九千餘圓にして、之を昨年度の二十二億三千六百十九萬四千餘圓に比すれば、七億四千四百四十九萬五千餘圓の減少である。左に最近五ヶ年の比較をしてみよう。

1 銀行會社計畫資本累年比較表

年別	合計	前年比較(増)
大正七年	二、六、六、九〇一	
同八年	四、〇、六、八、四七四	△一、三、九、一、五七三
同九年	五、一、三、三、六二八	△一、〇、四、五、一五四
同十年	二、三、六、一、九四	△一、八、七、七、四三四
同十一年	一、四、九、一、六九九	△七、四、四、九一

即ち右の表に據つて觀れば、七、八、九年の度合は少なくなつたが、依然として減少に幾分の増加を示したのみで、他は總て減と漸次増加してゐたものが十年に於て甚だを示してゐる。今之を累月に就いて昨年度少してゐる。しき減少を示し、十一年に於ては其の減少の夫れと比較すれば、只二月、四月の兩月

2 銀行會社計畫資本累月比較表

月	（單位千圓）		増減(△増)	月	月	月	月
	十一年	十年					
一	八三、六八五	一九一、五五五	一〇八、八五〇	六	七	八	九
二	一九九、九五三	一六八、六五〇	三三、三〇三	十	十	十	十
三	一六三、七四〇	三〇〇、三六〇	一三五、六二〇	十	十	十	十
四	二六、九三三	二〇七、〇五五	一九〇、一二二	十	十	十	十
五	一〇九、七六〇	二六三、五五五	一五三、七八五	合	計	計	計

次に之を事業別に就いて觀るに、昨年度倉庫業、水産業のみにして、他は悉く減少中、紡績業、造船及船渠業、鑛業、商業其に比し増加せるは只銀行業、信託及金融業、してゐる。殊に著しいものは製造工業（就他、運輸業（就中、鐵道及軌道業）等である。

3 事業別計畫資本調

業別	（單位千圓） 自一月至十一月		増減(△増)	業別	業別	業別	業別
	十一年	十年					
銀行業	一五七、四四四	一五二、九四八	△ 五、五五六	紡績業	二、四〇〇	一四、二五〇	一一、八五〇
信託及金融業	九〇、五〇〇	六四、七五〇	△ 二五、七五〇	製織業	三三、八〇〇	六一、〇五五	三三、二五五
倉庫業	一三、一七〇	五、一五〇	△ 八、〇二〇	化學工業	五四、〇八二	三三、五五五	二〇、六一八
保險業	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	—	機械及器具工業	三、七三五	七五、一七五	二一、〇九三
運輸業	三三、五五五	三六、六八八	△ 三、一三三	造船及船渠業	一四、二五五	五三、一〇〇	三三、七三五
鐵道及軌道業	二〇七、五五五	二八七、三七八	△ 八〇、八二三	鑛業	二二、〇三〇	二二、三四〇	三〇
海運業	一三、九三〇	一九、一四〇	△ 五、二一〇	金屬工業	一一、二八五	一一、一五〇	九六五
其他業	三三、一五〇	三〇、一〇〇	△ 三、〇五〇	食料品工業	二二、六三〇	四〇、〇八〇	一六、四六〇
鑛業	二五、八四〇	一九、一一〇	△ 六、七三〇	雜工業	四九、九四一	九三、〇〇〇	四三、〇五九
電氣業	二八四、四三三	三六七、〇九八	△ 八二、六六五	水産業	二二、一五〇	八、一二五	一五、〇二五
製造工業	二四三、九七五	四六、〇七五	△ 一九三、一〇〇	農林業	一六、五九五	九四、六〇〇	七八、〇〇五
				商業其他	三三〇、七四二	四二二、三五五	九一、六一三
				合計	一、四四五、四六九	二、〇三三、八二九	五七八、三六〇

四 金融

昨年の金融界は誠に波瀾重疊の年であつた。蓋し年來打續く入超と之に伴ふ正貨の

激減、及び資金の甚だしき證券化の爲めに金融の梗塞金利の昂騰を來し、二月末には石井定七商店の破綻及び其の機關銀行たる高知商業の休業に次で臺、鮮兩行の醜狀暴露となり、遂に十一月末には日本積善銀行

の休業を先驅として、全國殊に關西地方に於ける銀行の取付、休業を續出するに至つた。左に本年度に於ける金融界を各方面より通觀するであらう。

先づ正貨在高に就いて之を觀るに、次表に示すが如く本年の十二ヶ月を通じて例外なく逐月漸減の歩調を辿つて、十二月末には總額十八億三千一百万圓となり、昨年末の二十億八千万圓に比し、二億四千三百萬

圓を減少してゐる。今之を所有者別に就いて觀るときには、政府に於て一億二千三百万圓、日銀に於て一億二千六百万圓を減じ、更に所在地別に就いて觀るに、内地に於て千萬圓、海外に於て二億三千九百万圓を減じてゐる。即ち正貨の減少は殆んど在外正貨の減少であつて、其の主たる原因は勿論輸入超過である。

1 正貨減少趨勢表

(單位百萬圓)

總額	所有者別		所在地別		五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	十年末
	政府	日銀	内地	海外									
十一年一月末	二、〇三六	七、七〇	一、二八二	一、三三四	一、八八八	一、八六八	一、八五五	一、八五五	一、八四二	一、八四二	一、八三七	一、八三三	二、〇〇〇
二月末	一、九七九	七、四〇	一、二五五	一、三三二	一、八六八	一、八四六	一、八三三	一、八三三	一、八二〇	一、八二〇	一、八一七	一、八一三	一、九八〇
三月末	一、九〇〇	七、〇〇	一、二三三	一、三〇〇	一、八五五	一、八三三	一、八二〇	一、八二〇	一、八〇七	一、八〇七	一、八〇四	一、八〇〇	一、九六〇
四月末	一、八八八	六、五〇	一、二二二	一、二八八	一、八四二	一、八二〇	一、八〇七	一、八〇七	一、七九四	一、七九四	一、七九一	一、七八七	一、九五〇

斯くの如き正貨の流出は一方整理資金の需要を呼び起し、株式社債の拂込は一月以降十一月迄の累計に於て七億六百万圓に上り、前年同期に比し、六千四百萬圓を増加せる結果、當然銀行預金の減少を來した。

即ち次表の如くであつて此趨勢は遂に四月末には四十九億三千五百万圓になり、十日の預金利率引上(六分に)に依つてすら年末に比し、一億七千六百万圓の減少を來した。

半期に於ける貿易が順調であつた爲め、六月頃より稍預金を増加したが、而も十一月

2 全國交換所組合銀行預金貸出表

(單位百萬圓)

預金	貸出	預金對貸 金超過△	金銀在高
十一月一月末	五、〇〇四	四、九五六	三一九
二月末	四、九四七	四、八九八	三三〇
三月末	四、八九九	四、九〇五	三三六
四月末	四、八三三	四、九三六	三〇三
五月末	四、八二〇	四、八三三	三三七

蓋し預金の減少は又當然貸出の減少を招
來せなければならぬにも拘らず、貸金は固
定して其の回收が困難であつた。即ち前表
に示すが如くであつて、金銀在高の如きも
著しく減少して、只六月末の半季決濟時に
於いて四億五千三百萬圓に上つた外、何れ
も三億圓臺を出なかつた。斯かる危険なる
状態は遂に十一月に入つて日本積善銀行を
先驅とする騒動を惹起せしむるに至つた。

3 取付銀行表

(大正十一年一月乃至
十二月農商務省調査)

地方	行名	取付 月日	休 否	資本金 單位千
京都	日本商工	一〇・元	休	一、〇〇〇
同	日本積善	一・元	休	五、〇〇〇
東京	帝國公業	同	同	五〇〇
同	公業貯蓄	同	同	三〇〇
熊本	川崎	同	休	一、〇〇〇
東京	島本	同	同	三〇〇
京都	和野	同	同	三〇〇
東京	吉野	同	同	三〇〇
佐賀	農商	同	休	二〇〇
大阪	大坂	同	休	一〇〇
同	三井	同	同	五〇〇
東京	村井	同	同	二、〇〇〇
大阪	大阪貯蓄	同	休	二、〇〇〇
東京	報徳	同	休	一、〇〇〇
同	報徳貯蓄	同	休	五〇〇
兵庫	高平	同	休	七〇〇
茨城	水海	同	同	五〇〇
大阪	池田實業	同	同	五〇〇
同	兒山	同	同	五〇〇
東京	國民	同	休	一、〇〇〇
大分	大分	同	休	四、〇〇〇
和歌山	紀陽	同	休	一、〇〇〇
東京	下谷	同	休	一〇〇
大阪	愛國貯蓄	同	同	五〇〇

斯の如き趨勢は當然日銀貸出の膨脹を見
るに至つた。即ち次表の如くであつて、二
月末の一億九千八百萬圓を最低として、入
超期たる三、四兩月を始めとし八、十、十一
月には何れも三億圓臺を超え、殊に十二月
末の如きは、五億五千一百萬圓に及び、昨
十年末の三億七千四百萬圓に比し異常なる
膨脹である。従つて兌換券の發高も亦十二
月末には十五億五千八百萬圓といふ未曾有
の巨額に上つてゐる。貸出の膨脹に比し、兌
換券の増加が之に伴はなかつたのは正貨の
減少に依ること勿論である。

4 日本銀行兌換券發行高及貸出高

(單位百萬圓)

月	兌換券發行高		貸出高	
	十一年	十年	十一年	十年
一月	一、三三七	一、三三五	一、三〇〇	一、三〇〇
二月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
三月	一、三三九	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
四月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
五月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
六月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
七月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
八月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
九月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
十月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
十一月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
十二月	一、三三六	一、三三〇	一、二九八	一、二九八
十年中	三〇、五二八	三〇、五二〇	三〇、二二二	三〇、二二二

上述の如き狀況は勢ひ金利の昂騰を招來せざれば止まぬ。乃ち市中金利は近來稀に見る騰貴を示に至つた。斯かる金融界の變態は又全國の手形交換に於ける不渡手形の増加及び一枚平均額の減少等に於て知ることが出来る。

5 東西金利表

東京	無條件		翌日物		商業手形	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
十一月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
十月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
九月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
八月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
七月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
六月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
五月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
四月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
三月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
二月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
一月	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇	一、三三七	一、三三〇
十年中	三〇、五二八	三〇、五二〇	三〇、五二八	三〇、五二〇	三〇、五二八	三〇、五二〇

6 全國手形交換所手形交換高

十一月	手形交換總		不渡手形	
	金額	枚數	金額	枚數
十一月	五、〇三三	二、一二三	四、三三七	四、三〇〇
十月	五、三六二	二、二二五	四、四四四	三、四四四
九月	六、五五五	二、九三三	四、九四四	五、六〇〇
八月	五、八三六	二、三六六	四、四二二	四、七三三
七月	六、一八二	二、六六一	五、三九九	五、五〇〇
六月	六、四二七	二、六四六	四、五二二	五、〇〇八
五月	五、九八九	二、五六七	四、八七七	五、六三〇
四月	五、六三九	二、二九五	四、六三三	五、六〇〇
三月	五、九八六	二、四〇五	四、六八八	五、八四四
二月	五、七六五	二、三三四	四、五〇〇	五、五五〇
一月	六、〇九四	二、五九九	四、七四四	五、七四四
十年計	六、〇九三	二、六八一	五、七九九	五、三三三
十年同	六、〇三三	二、四七四	五、三九〇	五、三三三

附記

日本經濟聯盟會の成立

井上日銀總裁始め財界の有力者が、主唱して計畫中であつた日本經濟聯盟會は八月一日東京市丸之内銀行集會所に於て發會式を擧げ、左の如き設立趣意書、定款を發表し、評議員、理事の選舉を行つた。尙我實業界の巨頭武藤山治氏は『井上日銀總裁に問ふ——日本經濟聯盟會に就て』の公開狀を發表し、反對の理由を聲明した。

設立趣意書

我國の經濟界は最近其の範圍の擴大に伴うて益益其の利害が複雑を致し、爲に全般の協同一致を期すること頗る困難なるの現狀を見るに至れり、蓋し近代國家の重大なる利害休戚は大半懸りて經濟問題に存するを以て此等の問題に對し常に進んで代表的意見を樹て一は以て一般經濟界をして其の歸趨する所を覺らしめ一は以て政府をして産業政策上其の據る所を知らしむるの必要なは固より多言を須ひず、而して此の目的を達せんには一國の經濟力を集注團結し各方面の意見を綜合統一するに足るべき組織を有する一大實業集團の出現に竣たざるべからず、吾人は我國運の進歩に鑑み斯る集團の發動を希望する所以の最も切なるを感ぜずんばあらざるな

り、試に時局の現狀を以て之を見るも物價政策の如き輸出促進問題の如き或は工業整理といひ或は税制の釐革といひ其他産業に關する法規の改正労働問題の解決一として我經濟界に於ける重要案件にあらざるは無く今や上下を擧げて其の對策に思ひを勞し然も未だ大に其効果の見るべき莫き所以の者畢竟各人區々の利害に踳踏して毫も統一的意見の歸結を得るに由なく一般經濟界をしてその嚮背に迷はしむるがためにして如上の問題に對し進んで適切なる意見を定めその對策を講じ之をして中外にその重きをなさしめ且つ政府をして國策上に資する所あらしむるもの固より財界に於ける集團的勢力の權威によらざるを得ず吾人は特に時局對應の一途として此際速に此方面に向つて何等集團するの頗る喫緊なるを認む、是に加ふるに近時國際經濟の關係は交々錯綜連繫し通信交通の事貿易産業の問題など最早國際的見地を離れて各國獨自の解決を許し難きに至れり、是を以て曩に國際商業會議所の設立あり現に十七箇國の加入を見、昨年倫敦に於て第一回の總會を開き各國共通の經濟問題に關し極めて適切なる審議を重ね慣習法規の統一商工業の改善に對し寄與する所尠なからず吾人は國際經濟上我國現下の地位に鑑み同會議所加入するの急務を認むる事と共にこれが前提として速に有力なる實業團體の組織を希望して止まざるなり吾人等計りて茲に日本經濟聯盟會を設立せんと欲するもの實に以上の趣旨に出づ蓋し英米諸國に於ける國民經濟の進歩一般産業の發達が此種團體の活動に負ふ所尠少に非

ざるは敢て絮説を要せずその戦後の大勢を挽回し來つて漸次恢復の途に向へるもの渠等の力與つて其の多きに依る我邦の如き戦後經濟の局面に處して未だ大いに施設の看るべき莫く而して今や早くも歐米の競争に對し脅威を感ぜんとするに至る實に慨嘆に堪へざるなり、冀くは實業界有識の士相率ゐて本會の設立に協戮し結然たる集團の力に由り常に公平を秉りて我財界を指導啓發し一旦必要あらば進んで朝野の間に行動し海外諸國に對しては本邦經濟社會の代表的重鎮となり以て我産業の發展國運の進歩に貢獻せられむことを

定款

- 第一章 名稱位置目的
- 第一條 本會ハ日本經濟聯盟會ト稱ス
- 第二條 本會ハ之ヲ東京市ニ置ク
- 第三條 本會ノ目的ハ一般産業ノ進歩發達ヲ期スル爲重要ナル經濟上ノ問題ヲ研究調査シ其決議ヲ發表シ是カ實行ニ協力シ國際的經濟問題ニ對シテハ各國實業團體トノ協調ニ依リテ圓滿ナル解決ヲ期スルニアリ
- 第二章 會員
- 第四條 商工業團體及ヒ商工業ヲ營ム法人ノ役員又ハ個人等ニシテ入會ヲ申込ミ理事會ニ於テ之ヲ承認シタルモノヲ以テ會員トス
- 第五條 會員ハ届出ニ依リテ退會スルコトヲ得但未納ノ會費ハ全部完納スルコトヲ要ス
- 第六條 評議員會ハ會員ノ除名ヲ議決スルコトヲ得、但此議決ハ全員ノ三分ノ二以上出席シ出席員三分ノ二以上ノ多數決ニ依ル會員ニシ

テ引續キ二回ニ互リ會費ノ納入ヲナササル者ハ會員ノ資格ヲ失フモノトス

第三章 理事會

第七條 理事ハ總數五十名以内トシ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ選舉シ之ヲ以テ理事會ヲ組織ス、理事會ハ常務理事十二名ヲ互選シ常務ヲ取扱ハシム、常務理事ハ各自ノ間ニ毎六箇月ノ交代ヲ以テ三名宛ノ當番ヲ定ム交代ノ順序及組合セハ常務理事ノ協議ニ依ル

第八條 當番常務理事ハ本會ヲ代表シ理事會評議員會及ヒ會員總會ノ議長トナル

第九條 理事會ニハ定款ノ規定、評議員會又ハ會員總會ノ決議、一般投票ノ結果ニ牴觸セサル範圍ニ於テ事務執行ニ關スル規則ヲ定ムルコトヲ得

第十條 理事會ハ全員ノ三分ノ一以上出席スルコトニ依リテ成立シ其議決ハ出席者ノ多數決ニ據ル

第十一條 常務理事ノ任期ハ評議員ノ任期ニ據ル但シ再選ヲ妨ケス

第十二條 理事ニ缺員ヲ生シタル時ハ評議員會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ補缺當選者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ據ル

第十三條 評議員ハ總數二百名以内トシ會員總會ニ於テ其半數ハ團體會員ノ代表者ヨリ、他ノ半數ハ其他ノ會員ヨリ選舉シ之ヲ以テ評議員會ヲ組織ス

第十四條 評議員ハ缺員ヲ生スルモ次期ノ改選期マテ補選選舉ヲ行ハス

第十五條 評議員會ハ當番常務理事之ヲ召集ス但シ評議員五分ノ一以上カ書面ヲ以テ理由ヲ具シ議案ヲ添ヘテ夫ヲ請求スル時ハ當番常務理事ハ之ヲ召集スヘシ

第十六條 評議員會ハ全數ノ三分ノ一以上出席スルコトニ依リテ成立シ其議決ハ出席者ノ多數決ニ據ル

第十七條 評議員會ニ於ケル議決權ハ一人ニ就キ一個トス、評議員ハ委任ニ依リ議決權ヲ行フコトヲ得但シ評議員以外ノ者ニ委任スルコトヲ得ス

第十八條 評議員ノ任期ハ二個年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十九條 評議員ハ任期満了ノ場合ト雖モ次期ノ評議員カ適當ニ選出セララルマテハ其任期ハ繼續セララルモノトス

第五章 會員總會

第二十條 毎年四月ヲ以テ定時會員總會ヲ開キ事業報告、會計報告ヲ提出シ其承認ヲ受ケ又次年度ノ豫算ヲ提出シテ議決ヲ受ケヘシ

第二十一條 會員總會ニ於ケル會員ノ議決權ハ出席者一人ニ對シテ一箇トス會員ハ委任ニ依リ議決權ヲ行フコトヲ得但シ會員以外ノ者ニ委任スルコトヲ得ス

第二十二條 會員總會ノ議決ハ出席者ノ多數決ニ據ル

第二十三條 定款變更ニ關スル議決ハ出席者三分ノ二以上ノ多數決ニ據ル

第二十四條 理事會ノ決議ニ依リ又ハ會員十名以上カ理由ヲ具シタル提案ニ對シ全會員ノ十分ノ一以上ノ賛成アル時ハ當番常務理事ハ臨時會員總會ヲ召集スヘシ

第二十五條 會員總會ノ召集ハ總テ當番常務理事ノ名ヲ以テシ理事會ニ於テ決定シタル日時場所及ヒ議案ヲ名記シテ會員ニ通告スヘシ

第二十六條 會員總會ノ議案ニ記載ナキ事項ハ附議スルコトヲ得ス

第二十七條 會員總會ノ記録ハ議長及ヒ出席會員二名署名ノ上之ヲ本會ニ保存スヘシ

第六章 一般投票

第二十八條 理事會又ハ評議員會ノ決議ニ依リ產業一般ニ影響スル時局問題ニシテ必要ト認メタル場合ニ於テハ會員ノ一般投票ニ附スルコトヲ得

第二十九條 一般投票ハ總テ記名トス

第七章 會計

第三十條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス

第三十一條 團體會員ノ會費ハ一箇年金三百圓法人會員ノ員費ハ同金二百圓、法人役員個人會員ノ會費ハ同金百圓トシ毎年五月之ヲ徴收ス

第三十二條 特殊ノ目的ノ爲メ資金ヲ要スル場合ニ於テハ理事會ノ決議ニ依リ會員中ヨリ寄附金ヲ募集スルコトヲ得

第三十三條 本會ハ財産ヲ所有スルコトヲ得、其處分ハ評議員會ノ決議ニ據ル

第八章 附則

第三十四條 第一期ノ評議員ハ發起人會ニ於テ之ヲ選舉ス但シ此ノ場合ニ於テハ第十三條ノ

規定ヲ適用セス

當日理事會に提出され、可決せられたる四箇條如左。

四箇條

- 一 軍備の縮小及び行政財政の整理に依る會計の剩餘は大部分之を減稅其他國民の負擔を輕減すべき目的に向つて充當するを至當なりと信ず
 - 二 國民一般に自發して勤儉の風を振起し物價の自然的調節に努むるを以て現下の急務なりと信ず
 - 三 本會に於て財政に関する調査機關常設の件
 - 四 國際商業會議所加入の件
- 當日常選せられた常務理事如左。

常務理事

郷誠之助、藤山雷太、團琢磨、和田豐治、大橋新太郎、池田謙三、井上準之助(以上東京)湯川寛吉、菊池恭三、堀啓次郎(以上大阪)原富太郎(横濱)の諸氏